町が発注する建設工事における現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて

長泉町が発注する工事に係る現場代理人については、長泉町建設工事執行規則及び長泉町建設工事請負契約約款において、特に常駐する必要がないと発注者が認めたときを除き、工事現場に常駐しなければならないと定められているが、特に常駐する必要がないと発注者が認め、常駐義務を緩和する場合及び常駐義務の緩和により町発注工事又は町以外の機関(官民を問わない。以下同じ。)の発注する工事(以下「他の工事」という。)の現場代理人との兼任を認める場合の判断基準等について、下記のとおり定める。

1 常駐義務を緩和する場合の判断基準

町発注工事において常駐義務を緩和する場合は、原則、次の判断基準によるものとする。

- (1)契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間等、工事現場の作業状況等に応じて、発注者との連絡体制を確保した上で、常駐義務を緩和することができる。
- (2)(1)のほか、工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、 取締り等が困難なものでない場合で、次のア及びイを満たす場合は、常駐義務を緩和 することができる。
 - ア 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡を取ることができること。
 - イ 現場代理人が工事現場を離れる場合は、工事現場に連絡員等を設置し携帯電話等 で常に連絡が可能であること。
 - ※携帯電話の通話ができない区域の工事現場においては、近傍の現場事務所等に固 定電話を設置していること。

2 他の工事の現場代理人との兼任を認める場合の判断基準

常駐義務の緩和に伴い、他の工事の現場代理人との兼任が可能となるが、町発注工事において兼任を認める場合は、原則、次の(1)、(2)のいずれかの場合とする。

なお、いずれの場合も、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項に基づく 主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではないこと及び町発注工事と 町以外の機関の発注工事間で現場代理人を兼任しようとする場合において、判断基準を すべて満たす場合であっても、町以外の機関の規定等により兼任が認められない場合が あることに注意すること。

- (1) 工事1件の請負代金の額(税込)が4,000万円(建築一式工事にあっては8,000万円)以上の場合(兼任しようとする他の工事の請負代金の額は問わない。)は、次のアからエのすべてを満たしていること。
 - ア 兼任しようとする工事の件数は、原則2件とする。
 - イ 兼任しようとする工事現場がいずれも町内であること。
 - ウ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当 たり相互に調整を要する工事であること。
 - ※資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含む。
 - エ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能であること。
- (2) 工事1件の請負代金の額(税込)が4,000万円(建築一式工事にあっては8,000万円)未満の場合(兼任しようとする他の工事の請負代金の額も4,000万円(建築一式工事にあっては8,000万円)未満)は、次のアからウのすべてを満たしていること。
 - ア 兼任しようとする工事の件数は、原則3件までとする。
 - イ 兼任しようとする工事現場がいずれも町内であること。
 - ウ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能 であること。
 - ※変更契約を行う場合は、変更契約後の請負代金の額(税込)による区分の判断基準により、改めて兼任可否の判断を行う。

3 現場代理人の兼任申請

- (1) 受注者が、他の工事の現場代理人と兼任しようとする場合は、次により申請させること。
 - ア 町発注工事間で兼任

町発注工事間で兼任しようとする場合は、「現場代理人の兼任申請書」(様式1) により、工事ごと発注者(契約担当課)に申請すること。

- ※発注者(契約担当課)は申請書を受理したときは、速やかに「現場代理人の兼任 承認通知書」(様式2-1)又は「現場代理人の兼任否認通知書」(様式2-2) により兼任の可否等を通知する。
- イ 町発注工事と町以外の機関の発注工事との兼任

町発注工事と町以外の機関の発注工事間で兼任しようとする場合は、「現場代理人の兼任申請書」(様式1)により発注者(契約担当課)に申請すること。

- ※発注者(契約担当課)は、申請者に兼任しようとする他の工事の発注者が兼任を 承認したことが明らかな書類(打合せ記録等)の写しを添付又は後日提出させ、 兼任しようとする他の工事の発注者が承認していることを確認する。
- ※発注者(契約担当課)は申請書を受理したときは、速やかに「現場代理人の兼任 承認通知書」(様式2-1)又は「現場代理人の兼任否認通知書」(様式2-2) により兼任の可否等を通知する。

4 入札公告、指名通知書等への記載

町発注工事における現場代理人の常駐義務の緩和及び兼任は、原則、本通知によるものとし、入札公告、指名通知書等への記載は行わないものとする。

本通知により難い場合は、契約担当課と協議するものとする。

【契約担当】

長泉町役場 企画財政課 財務契約チーム 055-989-5503 zaimu@town. nagaizumi. lg. jp

現場代理人の兼任申請書

年 月 日

長泉町長

(受注者) 住所 氏名

印

長泉町発注の下記工事に係る現場代理人について、他の工事の現場代理人との兼任を申請します。

記

	ПL				
受注者名					
現場代理人氏名		連絡先			
工事の対象となる工 作物に一体性若しく は連続性が認められ	※(4,000万円(建築	一式は8,000 万	7円)以上	この場合に	記入
る事項又は施工に当 たり相互に調整を要 する事項					
兼任を申請する工事 (工事1)	工事名				
	工事箇所				
請負金額(税込)	工期	年 月 年 月	日から 日まで		
<u>†</u>	発注機関名				
	監督員				
工事1と現場代理人 を兼任しようとする 他の工事	発注機関名				
	工事名				
(工事2)	工事箇所				
請負金額(税込)	工期	年 月 年 月	日から 日まで		
¥	兼任しようとする 工事現場間の所要時 間 (直線距離)	工事1から	約	分(Km)
工事1及び2と現場	発注機関名				
代理人を兼任しよう とする他の工事	工事名				
(工事3)	工事箇所				
	工期	年 月	日から	年 月	日まで
請負金額(税込)	兼任しようとする	工事1から	約	分(Km)
¥	工事現場間の所要時 間 (直線距離)	工事2から	約	分(Km)

[※]契約書の写しを添付すること。

[※]町以外の機関が発注する工事と兼任しようとする場合は、打ち合わせ記録簿の写し等 発注者が兼任を承認したことが分かる書類を添付(又は後日提出)すること。

現場代理人の兼任承認通知書

年 月 日

受注者 様

長泉町長

印

長泉町発注の下記工事に係る現場代理人について、他の工事と兼任することを承認します。

記

1 兼任を承認する工事

受注者名	
現場代理人氏名	
兼任を承認する工事 (工事1)	
工事1の現場代理人と 兼任を承認する他の工事 (工事2)	
工事1及び2の現場代理人 と兼任を承認する他の工事 (工事3)	

2 条件

- (1) 兼任を承認する工事(工事2又は工事3)の兼任が認められていることを証する 書類(町以外の発注する工事と兼任する場合は、打ち合わせ記録簿の写し等発注者 が兼任を承認したことが分かるもの)の提出をもって兼任を承認する。
- (2) 現場代理人は、発注者及び工事現場の連絡員等と、連絡を確実に行うことができる体制をとらなければならない。
- (3) 現場代理人は、兼任する工事のいずれかに常駐するものとする。
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

現場代理人の兼任否認通知書

年 月 日

受注者 様

長泉町長

年 月 日付で申請があった現場代理人の兼任は、下記の理由により否認します。

記

受注者名	
現場代理人氏名	
兼任を否認する工事名 (工事1)	
理由	
工事1と現場代理人の兼任を否認 する他の工事 (工事2)	
理由	
工事1及び2と現場代理人の兼任 を否認する他の工事 (工事3)	
理由	

く参考>

現場代理人の兼任が可能なケース

次のケース1又はケース2の場合、現場代理人の兼任が可能

<注意事項(ケース1、2共通)>

- ・建設業法第26条第3項に基づく監理技術者等の専任義務が緩和されるものではない。
- 町発注工事と町以外の機関の発注工事間で現場代理人を兼任しようとする場合は、町以外の機関の規定等により兼任が認められない場合がある。

[ケース1]

兼任しようとする工事に 4,000 万円 (建築一式は 8,000 万円) 以上の工事が 1 件以上含まれる場合

工事A(土木一式) 4,000万円以上



工事B(管) 金額は問わない

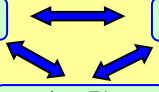
<下記要件をすべて満たすこと>

- 1 原則2件
- 2 兼任しようとする工事現場がいずれも町内であること。
- 3 工作物に一体性若しくは連続性があり又は施工に当たり相互に調整が必要
- 4 工事現場に速やかに向かう等の対応が可能

[ケース2]

兼任しようとする工事すべて 4,000 万円 (建築一式は 8,000 万円) 未満の場合

工事A(土木一式) 4,000万円未満



工事B(建築一式) 8,000万円未満

工事A(電気) 4,000万円未満

<下記要件をすべて満たすこと>

- 1 原則3件まで
- 2 兼任しようとする工事現場がいずれも町内であること。
- 3 工事現場に速やかに向かう等の対応が可能